

# 指定管理者による公の施設の管理における暴力団排除措置要領

## 第1 目的

この要領は、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号。以下「排除規程」という。）第10条の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく指定管理者の指定及び指定管理者の行う公の施設の利用許可に際し、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の関与の排除に関して必要な措置を講ずるために必要な事項を定め、もって、指定管理者制度の的確な運用及び公の施設の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

## 第2 対象事務

この要領の対象となる事務は、排除規程第3条第4号及び第5号に規定する次のものとする。

- (1) 公の施設の指定管理者の指定
- (2) 公の施設の利用許可

## 第3 公の施設の指定管理者の指定に係る手続

### 1 排除措置の対象事由

排除措置の対象となる事由は、指定管理者の指定を受けようとする団体又は指定を受けた団体の役員等（排除規程第2条第2項第2号に定めるものとする。以下同じ。）が排除措置対象者（排除規程同項第5号に定めるものとする。以下同じ。）に該当すると認められる場合とする。

### 2 指定管理者からの誓約書の提出

指定管理者の候補者を決定するに当たっては、指定を受けようとする団体に、排除措置対象者に該当しないことその他指定管理者の資格要件を満たしている旨を誓約する書面の提出を求めること。

### 3 照会手続

- (1) 排除措置担当所属長（排除規程第2条第2項第6号に定めるものをいう。以下同じ。）は、指定管理者の候補者を決定するに当たって、当該団体の役員等が排除措置対象者に該当する疑いを持ったときは、速やかに排除規程第4条に基づき警察本部刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）に対し、照会をするものとする。
- (2) (1)の手続は、指定管理者の候補者を選定したときから、知事が指定管理者を指定する議案を県議会に提出するまでの間に行うものとする。
- (3) 排除措置担当所属長は、県議会の議決を経て指定管理者を指定した後において、

当該指定管理者である団体の役員等が排除措置対象者に該当する疑いを持ったときは、（１）に準じて、組織犯罪対策課長に照会をするものとする。

#### 4 排除措置

（１）排除措置担当所属長は、組織犯罪対策課長からの排除規程第４条第２項の規定による回答又は同条第３項の規定による通知により、団体の役員等が排除措置対象者に該当すると認められた場合は、排除規程第５条に基づき、やむを得ない事由があると認められるときを除き、当該団体について指定管理者の指定を行わないこととし、また、指定後に該当する事態となった場合は、指定の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

（２）排除措置担当所属長は、（１）の措置を講じたときは、速やかに組織犯罪対策課長に通報するものとする。

### 第４ 公の施設の利用許可に係る手続

#### 1 排除措置の対象事由

排除条例第８条及びそれぞれの公の施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、「公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるとき」に該当する場合とする。

（暴力団の活動に利用される例）

- ・ 暴力団組長の襲名披露パーティ
- ・ 暴力団員の出所祝い
- ・ 暴力団が主催する歌謡ショー、格闘技等のイベント
- ・ 暴力団主催による資金源獲得その他公序良俗に反する会議 等

なお、暴力団員であっても、個人的な使用や家族による使用は、排除措置の対象外となる。

（例） 暴力団員本人又は家族でスポーツ施設、文化施設等を利用する場合等

#### 2 照会手続

指定管理者制度を導入している公の施設の利用の許可に当たって、指定管理者が暴力団の活動に利用される疑いを持ったときは、排除措置担当所属長と指定管理者とが協議し、その協議の結果、暴力団の活動に利用されるおそれがあると認めるときは、排除規程第４条の規定に準じて、排除措置担当所属長から組織犯罪対策課長に照会をするものとし、個別に利用者に関して指定管理者が警察本部に照会することは、原則としてしないものとする。

#### 3 排除措置等

（１）日常から利用者に対して当該施設に係る条例、規則等の規定を十分に周知するよう指定管理者に徹底しておくこととする。

（２）利用の許可に当たっては、その許可書に「条例、規則等の規定を守ること」を記載させる等、利用者に対して条例、規則等の規定の遵守を周知するよう指定管理者

に徹底しておくこととする。

なお、施設の利用実態及び利用者の過去の実績等を踏まえ、暴力団の活動に利用される疑いがある場合は、利用者に暴力団の活動に利用しない旨を誓約する書面(別記例を参照のこと。)の提出を求めることとする。

- (3) 排除措置担当所属長は、2により組織犯罪対策課長に照会を行い、その回答を踏まえて、暴力団の活動に利用されると認めるときは、指定管理者に利用の許可をさせないこととする。
- (4) 利用の許可後に外部からの情報提供等により指定管理者が疑いを持った場合は(3)に準じて対応し、暴力団の活動に利用されると認められるときは、指定管理者に利用の許可の取消しをさせることとする。
- (5) 事前に警察本部から排除措置担当所属長に、公の施設の暴力団の利用等に関して情報提供等があった場合には、排除措置担当所属長は、速やかに必要な情報を指定管理者に提供し、対応について協議する。
- (6) 当日の利用状況の確認等に際し、警察本部の協力を求めることは、可能とするが、個人情報の提供については十分に配慮するものとする。

#### 第5 情報の適正管理(排除規程第6条関係)

- 1 排除措置担当所属長及び排除措置の業務に従事する職員は、排除措置のために提供された情報等を適正に管理し、排除措置以外の目的に使用してはならない。
- 2 排除措置担当所属長は、指定管理者に対し、指定管理者及び指定管理者の業務に従事する職員が、情報を適正に取り扱うよう指導するものとする。

#### 第6 秘密保持(排除規程第7条関係)

- 1 排除措置担当所属長及び排除措置の業務に従事する職員は、業務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 排除措置担当所属長は、指定管理者に対し、指定管理者及び指定管理者の業務に従事する職員が、秘密保持を行うよう指導するものとする。

#### 第7 相互協力等(排除規程第8条関係)

- 1 排除措置担当所属長及び組織犯罪対策課長は、指定管理者及び公の施設から暴力団等を排除するため、暴力団等の排除に係る事実の調査及び把握に努めるとともに、相互連携のもと積極的な情報交換を行うものとし、必要に応じ、対策会議を開催するものとする。
- 2 排除措置担当所属長は、この要領に基づく事務を行うに際し、暴力団の関係者からの苦情等のトラブルが生じたときはその解決のための協力の要請を、暴力団等からの妨害等が予想されるときはあらかじめ警察官の出動の要請を警察本部又は最寄りの警察署に

対して行うことができる。

#### 第8 不当介入があったときの措置（排除規程第9条関係）

排除措置担当所属長は、指定管理者が、公の施設の管理運営等に際して、暴力団等から不当若しくは違法な要求又は適正な管理運営等を妨げる妨害を受けたときは、速やかに警察への通報及び県への報告を行う旨を当該指定管理者に対して指導するとともに、警察と協力して対応するものとする。

#### 第9 協定書への排除措置の規定

指定管理者との協定書においては、別紙を参考として、排除措置の主旨を踏まえた条項を定めること。

#### 第10 その他

この要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、排除措置担当所属長、行政管理課長及び組織犯罪対策課長が、その都度協議の上決定するものとする。

#### 第11 施行期日

この要領は、平成23年4月1日から施行し、第9は、施行日以降に締結する基本協定書に適用する。

別記（第4関係）

（例）

## 誓 約 書

年 月 日

様

住 所

氏 名 ⑩

（法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

生 年 月 日 年 月 日

（法人その他の団体の場合は、代表者の生  
年月日）

（ ※ 施設名、利用内容等を記載 ）の利用許可申請については、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動に利用するものではないことを誓約します。

## 別紙（第9関係）

### 1 協定書への規定内容

- (1) 指定管理者が排除措置対象者に該当した場合の指定の取消しについて、次の例を参考に、協定書に明記すること。

（暴力団排除措置による指定の取消し）

第●●条 甲は、〇〇〇の設置及び管理に関する条例第〇条に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて代行業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、取消し、又は代行業務の全部若しくは一部の停止により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

(2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

(3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

(6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 第●条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったとき。

(2) 不当介入における通報及び報告義務について、次の例を参考に、協定書に明記すること。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第●条 乙は、本協定に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）による不当若しくは違法な要求又は協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(3) 公の施設の利用許可からの暴力団排除に係る事務の適正処理について、次の例を参考に、施設の利用実態等に応じて、協定書に明記すること。

(公の施設の利用許可からの暴力団排除)

第●条

乙は、〇〇（※施設名称を記載）の利用許可に関して、暴力団の活動に利用される疑いのある場合は、指定管理者による公の施設の管理における暴力団排除措置要領に基づき、甲と協議の上、適正に事務を処理しなければならない。

## 2 協定書への規定を省略できる場合

指定管理者が、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、地方独立行政法人、公立大学法人又は地方公社の場合は、1による規定を省略できることとする。